

農薬の登録制度及び生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準について

1. 農薬の登録制度について

農薬は、農薬取締法に基づき農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造、加工又は輸入してはならないとされており、この登録にあたっては、農林水産大臣は、申請者の提出した資料等に基づく審査の結果、申請農薬が次のいずれかに該当する場合はその登録を拒否することとなっている（農薬取締法第4条第1項）。

このうち6）から9）までに該当するかどうかの基準（農薬登録基準）は環境大臣が定めることとされている（同条第3項）。

＜農薬の登録を拒否する場合＞（農薬取締法第4条第1項の概略）

1）～5）（略）

- 6）農作物等への残留が原因となり、人畜に被害が生ずるおそれがあるとき
- 7）土壌への残留により農作物等が汚染され、それが原因となって人畜に被害が生ずるおそれがあるとき
- 8）生活環境動植物に著しい被害を生ずるおそれがあるとき
- 9）水質汚濁が原因となり、人畜に被害が生ずるおそれがあるとき

10）、11）（略）

2. 生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準について

上記の8）に該当するかどうかの基準は農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号において定められており、法第4条第1項第8号に該当する場合として、「農薬が流出し、又は飛散した場合に生活環境動植物の被害の観点から予測される公共用水域の水中における濃度が、当該種類の農薬の毒性試験成績に基づき環境大臣が定める基準に適合しない場合」と定めている。これに基づき、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和2年3月環境省告示第31号）において環境大臣が個別の農薬の成分ごとに基準値を定めている。

【関係法令】

○農薬取締法（抄）（昭和二十三年七月一日法律第八十二号）

最終改正 平成三十年六月十五日法律第五十三号

（農薬の登録）

第三条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び生活環境動植物（その生息又は生育に支障を生ずる場合には人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。以下同じ。）に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第三十四条第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用する第十六条の規定による表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書及び農薬の安全性その他の品質に関する試験成績を記載した書類その他第四項の審査のために必要なものとして農林水産省令で定める資料を提出して、これをしなければならない。この場合において、試験成績のうち農林水産省令で定めるもの（以下「特定試験成績」という。）は、その信頼性を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める基準に従って行われる試験（以下「基準適合試験」という。）によるものでなければならない。

一～十三 （略）

3 （略）

4 農林水産大臣は、第一項の登録の申請を受けたときは、最新の科学的知見に基づき、第二項の申請書及び資料に基づく当該申請に係る農薬の安全性その他の品質に関する審査を行うものとする。

5～9 （略）

（登録の拒否）

第四条 農林水産大臣は、前条第四項の検査の結果、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の登録を拒否しなければならない。

一～七 （略）

八 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、その生活環境動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認められる生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。

九～十一 （略）

2 （略）

3 第一項第六号から第九号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準は、環境大臣が定めて告示する。

○農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（抄）
（昭和四十六年三月二日農林省告示第三百四十六号）

最終改正 平成三十一年四月環境省告示第六十二号

一・二 （略）

三 法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用することにより、次の要件のいずれかを満たす場合は、法第四条第一項第八号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。

イ 当該農薬が公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に流出し、又は飛散した場合に水域の生活環境動植物の被害の観点から予測される当該公共用水域の水中における当該種類の農薬の成分の濃度（以下「水域環境中予測濃度」という。）が、当該種類の農薬の毒性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準に適合しないものとなること。

ロ （略）

四 （略）

備考

1 （略）

2 水域環境中予測濃度は、当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに法三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、次の要件のすべてを満たす地点の河川の水中における当該種類の農薬の成分の濃度を予測することにより算出するものとする。

イ 当該地点より上流の流域面積が概ね百平方キロメートルであること。

ロ 当該地点より上流の流域内の農地の面積が、水田にあっては概ね五百ヘクタール、畑地等にあっては概ね七百五十ヘクタールであること。

3 （略）

別表 （略）

附則 （略）

○生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和二年三月環境省告示第三十一号）（抄）
最終改正 令和二年四月環境省告示第四十八号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準。以下「告示」という。）第三号の環境大臣の定める基準は、次の表の農薬の成分の欄に掲げる農薬の成分の水域環境中予測濃度（告示第三号イに規定する水域環境中予測濃度をいう。）が、同表の基準値の欄に定める濃度を超えないこととする。

備考 水域環境中予測濃度は、告示備考2の方法により算出するものとする。

別表

農 薬 の 成 分	基 準 値
（略）	（略）
〇-2, 6-ジクロロ-p-トリル=〇, 〇-ジメチル=ホス ホロチオアート（別名トルクロホスメチル）	93 μ g/l